

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成24年6月7日(木)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	奥田 信宏	副委員長	戸谷 裕治
	委員	伊藤 俊一	委員	黒川 勝好
	委員	佐藤 茂	委員	大原 龍彦
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	上下水道部次長	絹川 靖夫	水道課長	伊藤 満
	消防長	鈴木 卓夫	消防次長兼署長	大橋 清
	消防本部総務課予備部長兼課長	伊藤 啓二	産業建設部部長	水野 久夫
	産業建設部土木課次長兼農政課長	西川 和彦	まちづくり推進課長	志治 正弘
職務のため出席した者	議長	中村 英子	議事務局長	松岡 英雄
	補佐	伊藤 恵美子	書記	服部 有規
付託事件	議案第31号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について 議案第33号 蟹江町都市公園条例の一部改正について 議案第34号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について 議案第35号 蟹江町火災予防条例の一部改正について 議案第40号 町道路線認定について 議案第41号 町道路線変更について 議案第42号 町道路線廃止について			

○委員長 奥田信宏君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の欠席はありません。全員にご出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は7件であります。慎重に審査のほうをお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりごあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 奥田信宏君

ありがとうございました。

それでは、審査に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付いたしました次第書に記されておりますように、最初に水道に関する案件、議案第31号の審査を行い、続いて消防に関する案件、議案第35号の審査を、そして最後に建設に関する案件、議案第33号及び34号並びに40号から42号までの5件の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、お手元に配付をいたしました次第により行わせていただきます。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。発言については委員長の許可を得てからにさせていただくようお願いをいたします。

最初に、議案第31号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

(「特にごございません」の声あり)

特にないというふうなお答えがありましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

単純なことですが、この3条また4条の管理者の資格を持ってみえる人は、職員に見えますか。

○水道課長 伊藤 満君

今、おります。補佐の金井がっておりますので。

(「3条も4条も」の声あり)

はい。

○委員長 奥田信宏君

他にございませんか。

○委員 大原龍彦君

これは町の水道の指定業者がありますね。そういう中では資格をほとんど持ってみえるかね、こういうのは。

○水道課長 伊藤 満君

すみません、給水事業者のほうでございますので、業者のほうとは全然資格的には関係ないんです。

(「関係ないんですか」の声あり)

はい。公共団体の水道事業者に対しての資格でございますので。

○委員長 奥田信宏君

他に。

○委員 佐藤 茂君

これからもこの免許というんですか、これらをまだ取る予定というのはあるわけですね、その資格を取るといのは。いや、これをずっと見ていますと、なかなか基準が難しくくて、高卒となると10年以上たっていないと取れないとあって、いろいろ段階があつて。でも、10年以上たっておれば何とかこの資格が取れるというようなことが出ておるんですけども、それはまたこれからも随時取っていかないといかんのかな。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

管轄は津島の保健所でございます、この履歴書をつけて届けを出してやります。人事等に変更があれば、また変更届を出して運営をしていく形になりますので、よろしく願います。

今言ったとおり、金井が10年たっていますし、大学を出てやっていますので、管理は補佐がやっております。

人事が変われば、それに見合った人事をしていただきますので、上には言っておりますので、よろしく願います。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第31号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、上下水道部次長、水道課長の退席を許可いたします。  
入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時36分)

○委員長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時37分)

○委員長 奥田信宏君

次に、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

(「特にございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

蟹江町の電気自動車ですね、あれはどこで充電するんですか。

○消防長 鈴木卓夫君

現在2カ所ございまして、中央道の日産と、あとピアゴ——昔のユースストア、ピアゴの南西角についております。

○委員 大原龍彦君

じゃ、日産とかピアゴは、こういう規格に準じた施設ができておるの。

○消防長 鈴木卓夫君

今私が申し上げたのは、急速充電設備のお話でございまして、一般家庭の電源からも、たしか十四、五時間だと思えますけれども、そのぐらいかければフルに充電できるはずですので、急速充電設備に関しては現在は2カ所把握しております。ただし、一般家庭からの電源からも充電できますので、それは除いておりますけれども。普通充電というのは除いております。

以上でございます。

○委員 大原龍彦君

急速充電設備は、やっぱり早いので、充電が。

○消防長 鈴木卓夫君

普通の一般家庭ですと、100ボルトで15アンペアで1.5キロぐらいの毎時の充電量のはずですけれども、それが急速充電、これはいろいろ20キロから50キロ——この範囲はございます

けれども、性能のよしあしは。50キロということだと、通常の普通充電に比べて三十何倍の早さで充電時間が当然短縮される。33分の1の充電時間になるということですから、二、三十分でフル充電されるということでございます。

以上です。

○委員 大原龍彦君

町の自動車は何キロワットあるんですか、キロで言うと。

○消防長 鈴木卓夫君

町の自動車は三菱だと掌握しております。大体50キロワットの急速充電におきましては、15分から20分で充電完了するという、計算上はそんなようなバッテリーの容量になっているはずです。

以上でございます。

○副委員長 戸谷裕治君

今の大原さんのあれにちょっと補足してですけれども、料金はどういう料金になっているんでしょうか。取られているんですか。

○消防長 鈴木卓夫君

料金につきましては、無料のところもありますし、もちろん有料のところもございまして。

○副委員長 戸谷裕治君

2カ所だと、例えばピアゴが無料で日産が有料とか、そういう感じですか。

(「いや、逆」の声あり)

逆ですか。

○消防本部総務課長・予防課長 伊藤啓二君

日産の場合は、会員さんであれば無料で、その他の場合は525円必要だということです。

ピアゴさんについてはちょっと把握しておりませんが、たしか無料であったと思います。

○委員 大原龍彦君

これは、危険物に入るの、入らんの。

○消防長 鈴木卓夫君

急速充電設備というのは、対象火気設備でございまして火災予防条例で規制されるわけですから、危険物には入りません。

○副委員長 戸谷裕治君

ですから、こういう条例でこういうぐあいに縛るようになったということですね。今、危険物じゃないというご返答をいただきましたけれども。ですから、こういう変電設備をつくる場合はこれだけのことをしてくださいよという条例を新しくされたということですね。

○消防長 鈴木卓夫君

危険物は全く違う話でございまして、今回の改正の中にも、危険物関係につきましては新

たに1品目加わって危険物として規制されるわけですがけれども、こちらの急速充電設備に関しましては、モータリゼネレーションというか、こういった車社会の電氣化と申しますか、変遷に伴いまして、電気自動車あるいはハイブリッド、そういった車が普及しておる、そういう関係上、今まで火災予防条例の中に急速充電設備の規制というのがなかったものですから、ほかの変電設備ですとかいろいろあるわけですがけれども、そういった設備に新たに1品目加わりまして、急速充電設備に関しても位置、構造あるいは設備、そういったものの規制が今回からかかるようになるわけでございます。

○副委員長 戸谷裕治君

ですから、新しくなったんですね。そうだと思ってご質問差し上げたんですがけれども、ここに入っているのは、堅固に壁等をつくるかそういう文章が入っているもので、だから、条例でそういうぐあいに縛るようにしたんだなということを質問しただけで……

(「そうです」の声あり)

そのとおりですね。そういうことなら。

すみません、ありがとうございました。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

他に質疑がないようですので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、消防長、署長、課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時45分)

○委員長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時46分)

○委員長 奥田信宏君

次に、議案第33号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありませんか。

(「ごさいません」の声あり)

補足説明がないようでありますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○委員 大原龍彦君

今までは、どういう許可をして、こうやって設置しておったの、これ。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今回の条例の一部改正の別表のところにもございしますが、今までは占用料という形で、公園の中に自販機を置く占用料という形で料金を徴収しておりました。

以上です。

○委員 大原龍彦君

例えば電気料金とかそういうのは、これどうやってやるの。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

実は今、現状でございしますが、日光川ウォーターパークに3台自販機がございまして、それから、佐屋川創郷公園、図書館の前でございしますが、そこに1台設置してございます。

日光川ウォーターパークの事務所を建設する際に、将来的に自動販売機が置けるようなスペースを確保して、配電もそこまでしてございましたので、今、自動販売機の設置業者がそこに接続して、実費徴収という形で徴収しております。

ただ、佐屋川創郷公園のほうにつきましては電源がございませんでしたので、設置者のほうで直接中部電力のほうと契約を締結して、配電盤等々、すべて設備も完備した上で電気料も直接中電のほうに払ってみえます。

以上です。

○委員 大原龍彦君

ここの体育館の自販機、たくさんあるでしょう。あれはどうしているの。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

体育館の関係でございすけれども、実は……

(「管轄じゃないね」の声あり)

うん、あれはもちろん管轄外でございしますが、ちょっと聞き及んでおります情報といたしまして、一昨年度、平成22年度までは、行政財産の使用ということで、その条例に基づく使用料を徴収しておったと。

(「目的外使用」の声あり)

目的外使用ですか、ごめんなさい。

行政財産の目的外使用ということでその使用料を徴収しておったんですが、平成23年度からは、自動販売機の設置を貸付料ということで、借地借家法に基づく賃貸借という形で、入札により一番高い金額を提示したところと契約をされて、電気料を含んで徴収するというふ

うに聞き及んでおります。

以上です。

○委員 黒川勝好君

今の話で、役場の庁舎とかなんとかになるんだろうが、今の体育館のところ、そういうのはもう入札になっていると。それで、今回からはこの外の都市公園におけるのも入札ということなんでしょう、結局は。だから、入札でこれからやっていくということじゃないんですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今回はあくまでも都市計画公園条例の中の位置づけで徴することになるんですけども、体育館の場合は入札で、札入れで。全く考え方は一緒です。

ただ、公園の場合、行政処分としての入札行為というのは余り適切じゃないということで、結果的に公募という形をとります。公募も入札も一緒ですので、公募金額が一番高く札を入れたところと契約になりますので、基本的に指名審査会のほうもかけさせていただきますし、入札と基本的には変わらないという考え方でいます。

○委員 黒川勝好君

多分、今までの、この都市公園ではなくて前の話だけれども、入札にしてすごく多分収入がふえたと思うんですね、町に入るね。

今回、都市公園のほうもこういう形でやっていくというんだけれども、今まではどうでしたか。この都市公園のほうはどのくらいの年間収入があったわけですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

都市公園のほうは、いつもこの条例に基づきます金額で、今回の条例改正案の中の別表の中に使用料6,480円、ただし書きで公募により設置する場合は云々とございますが、6,480円という金額、これは占用料金という形で徴収しておりました。

今回、今年度につきましては、この10月1日から切りかえたいという考え方を基本的に持っておりましたので、今年度の業者に対する許可は、4月1日から9月30日までの間で許可を認めておまして、その使用料としましては1台につき2万4,300円で、先ほど言いましたようにウォーターパークに3台、それから佐屋川創郷公園に1台という形でございまして、合計で7万7,760円、一応この半期の9月までの料金として収入が入る予定でございます。

○委員 黒川勝好君

そうすると、今度は公募という形だから、幾らで入れてくるかわからないですけども、結局、今まではこの占用料のお金だけ、売り上げは全然関係なかったわけですか。

(「そうです」の声あり)

何本売ったって、収入には全然影響なかったわけですね。

まあ、いいですわ。わかりました。いいです、結構です。



○委員長 奥田信宏君

おっしゃっているとおりだそうであります。

他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第33号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第34号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

(「ございません」の声あり)

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省いて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第34号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第40号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

これ、区画整理事業の中ですね、中ではないんですか。これ、今、川の筋でしょう。今まで通れたところだね、五ヶ村の……。そこが結局整備されて、町道認定ということですね、これ。

○産業建設部長 水野久夫君

区画整理のエリアと藤丸の団地の境なんですけれども、今回認定を予定しております路線そのものは、区画整理のエリアではございません。区画整理外です。道路の境が区画整理と

の地区内と地区外の境で、道路側は地区外です。

○委員 大原龍彦君

それじゃ、あれは五ヶ村の堤防みたいな形だったわけ、というのは。

○産業建設部長 水野久夫君

五ヶ村の水路のすぐ東側についておる道路ですけれども、堤防のような形の道路であります。

○委員 大原龍彦君

今やるのが、1件、伊藤さんのマルイ建材のところに突き当たるわね、あれ。あそこはちょっと控えてくれると、すっと通り過ぎた気がするけれども。あそこのマルイ建材の裏にちょっと道路をつくるような幅があるけれども、あれは道路ができるのかできんのか。あれは区画整理事業の中だと思ってくれるね。

(「あれは北側なんですか」の声あり)

北側。家のすぐ北に、ちょっと高くすると道路ができるような形になる。あれは道路ではないのか。

○産業建設部長 水野久夫君

今お尋ねのことは、ここにマルイさんのところがありまして、その北側の部分でしょうか。

○委員 大原龍彦君

ちょっと北に、東西に……

(「わかりました」の声あり)

あれ、区画整理だと思うんだよな、あれ。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

すみません、区画整理事業施行地区内のことでちょっとお尋ねでしょうか。

(「そう、そう」の声あり)

そうすると、私のほうからご答弁を差し上げます。

確かに今、農道みたいなものがありますが、区画整理でもう道路がなくなります。だから、伊藤さんの北側は、もう道路なしの状態です。

(「今、通行どめになっておるんでしょう、あれが」の声あり)

はい。道路がなくなります。ありません。

(「わかりました」の声あり)

○委員長 奥田信宏君

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第40号「町道路線認定について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第41号「町道路線変更について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 大原龍彦君

北新田のほうから入っていくでしょう。それで、ハウジングセンターのほうへ入る道路ですね、これは。

(「はい」の声あり)

ハウジングセンターへ入るときに、通行どめのくいが打ってあるんだわな、あれ、両方から。あれからはもう入れないわけ。あれから中央道へずっと抜けていっちゃうどうするの、これは。

○産業建設部長 水野久夫君

今、大原委員が言われますように、今回2本の路線がございまして、いずれもちょうどハウジングセンターの入るところにポストが立ててあります。もともとは、そのポストの少し西の部分から中央道の近くまで認定がしてございました。

しかし、ポストがあって、一般車両というのがもう入れない状況なものですから、全体で認定のしてあったものを、ポストから東の部分を外して、ポストまでのところに修正するというのが今回お示しをしております変更内容であります。

○委員 大原龍彦君

ポストまでの西側を認定したということ。

○産業建設部長 水野久夫君

もともとは全体、ポストの西からポストを含めて中央道までの全体認定がしてございました。ポストから先は中に入れられないものですから、一般車両とか何かが。それで、今回はポストから東の部分を外して、西からポストまでの部分だけを町道として残すという。

(「町道として」の声あり)

として残す。もともと全体が認定してあったわけですから、ポストの西も東も。それをポストの西の部分だけを認定し直すというのか、認定を残すということですか。

○委員 大原龍彦君

であれば、くいは何。結局は、どうしてくいを打ったの。あれ、行けば中央道へ出ていっ  
ちゃうもんな、あれ。続けてあれば、出ていくわな。

(「くいというよりポストだ」の声あり)

くいと言うのかポストと言うのか、私はわからんけれども、通行どめのくいが打ってある  
んだけれども。

○委員 黒川勝好君

今の説明だと、今まで勝手にポストをつけて、通れんようにしておったわけですか、町道  
なのに。という理解になるけれども、どうですか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

ここは土地改良区の第3工区として平成5年に完了して、町道認定をしました。そのとき  
にハウジングが来まして、その認定がしてあるところにハウジングが来しましたもので、それ  
で、ポストはハウジングがつけました。それで……

(「勝手につけちゃったの」の声あり)

いやいや、そこら辺は、その当時、協議してポストをつくって、認定はしてあったけれど  
も、分譲のそういう展示ハウスがありますもので、道路をそのまま通行してもらおうと非常に  
来客者に……

(発言する声あり)

○産業建設部長 水野久夫君

道路の経緯については、今、次長がお話ししまして、土地改良でつくられた道路を認定し、  
2本でき上がっております。センターが来ました。それで、今、黒川委員が言われますよ  
うに、ポストがあって、町道を勝手に通行どめにしちゃっているんじゃないのかということ  
ですが、まさしくそのとおりでありまして、ハウジングセンターが来たときにといいますか、  
そのポストができたときに、本来はその部分を町道から外して、残った今回残す部分だけを  
新たに認定をしておくべき状況ではありました。

今回、ほかの建築のからみもいろいろございまして、ここの部分の状態、経緯と実態が明  
らかになりましたので、今回、一般車両が通行できるような部分だけを残して、認定をし直  
すというものでございます。

○委員 大原龍彦君

だけれども、ハウジングセンターの中の道路は町道だけれども、ハウジングセンター専用  
の町道、あれは結局は。そういうことになるな。

(「勝手にやったのなら本当はいかんでや、これ」の声あり)

歩行者天国ならいいけれどもな。

(「これはもう認めたらんときは、とらされるんだわ、これじゃ」の声あり)

それだで、今の認定したのは、神社があって、その周りだわな、これは。神社の周りだ、これは。そうでしょう。イベントがやれるようになっておるわな。

だで、あそこでストップしておると、町道であるのにかかわらず、ハウジングセンター専用の町道になっちゃっているわけだよな、あれ。

○産業建設部長 水野久夫君

ハウジングセンター専用といいますか、ハウジングセンターの中にある道路なものですから。

ただ、経過が、次長が申しましたように土地改良でつくられた道路であります。所有は土地改良名義であります。そこを当時、細かないきさつは私もよくわからないんですけれども、土地改良が終わるころに、ここに当時ハウジングセンターの話があったかどうかちょっと定かじゃないんですけれども、土地改良が終わって一般の車両も通るようになる、先々、住宅は別にしても、いろいろな方の通行があるということで認定の話が持ち上がって、町のほうで認定をかけました。その後、ハウジングセンターという話が持ち上がって、現況の利用になっておるわけです。

ですから、そんな過程の中で、あるときに恐らくハウジングセンターの中の展示場としての敷地の一帯の中でポストが立てられたものですから、先ほど黒川委員が言われたように、本来はそのときに中の部分だけを外して、残った部分だけを認定をし直すというような手だてがとられるべきであったと思います。

○委員 黒川勝好君

それで、何で今さらやるんですか。気がついたで、やるんですか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

そこら辺は、先ほど町道認定の関係も土地改良が残っていた藤丸の関係もそうですけれども、たまたま土地改良関係のところをすべて精査したところ、ここもそのような状態のままではかってあったもので、今回精査する予定で提案させていただきました。

以上です。

○委員 伊藤俊一君

ということは、今まで気がつかなかったと。それが、気がつかなくてごめんなさいと。気がついたで、今、お願いしておりますと、そういうことですね。

(「そのとおりです」の声あり)

委員長、そういうこと……

○委員長 奥田信宏君

最後、まとめてもらいました。

○委員 大原龍彦君

あれが、ポストなしにして、中央道の出るところにポストがあれば、それ出れんようにな

るんだけれどな。

○副町長 河瀬広幸君

危険がありますので、やっぱりあくまでもハウジングの中の道路は……

○委員 大原龍彦君

いやいや、だけれども、町道認定になっておって、そんな通れないなんて……

(「どう始末つけるんですか、本当に」の声あり)

○委員 黒川勝好君

きちっと始末だけしてもらわんと。忘れておったで、今、廃止は、そんな……。

ハウジングのほうだって知っているでしょう、こんなもの。知っておってやっておることでしょう。知っておってやっておることだと思うんですよ。

きちっとこれ、始末せんと、こんな町が忘れておりましたよ、ここ廃止しますなんて、こんなこと黙っておれんじゃないですか、これ。大事なことだと思うんですよ。ああ、そうですかでは済まないと思うんですよ、これは。

(「これ、ハウジングセンターと土地改良との話し合いの中でああいうふうになったわけ」の声あり)

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

平成5年のときに土地改良を終わって、道路認定……

(「認定したわけでしょう」の声あり)

はい。そのときに、それからハウジングが来ましてなったのか、いきさつがその当時のことはちょっとわかりませんが、当時のいきさつとして聞き及んでいるのは、ハウジングの中でやったときに、先ほど部長が言いましたように、道路認定のし直しをそのときにすればよかったのを今まで忘れてきていたというのが現状でございます。

ですから、先に土地改良が終わって町道認定をやるときに、そのポストがあったのかというのにはちょっと不明でございます。

(「だれもいないわ、そのとき」の声あり)

以上です。

○委員長 奥田信宏君

ちょっと私もお聞きしたいので、副委員長、代理をよろしくお願いします。

○副委員長 戸谷裕治君

じゃ、奥田委員、よろしくお願いします。

○委員長 奥田信宏君

まず、町の移管をしてあるもの、町道を初めに認定したときに、土地改良が多分舗装して全部やって認定をしてあると思うんだけど、その時点で寄附採納をして、町のものになっていたかどうか。町のものになっていなくて、今でも土地改良のほうの名義になっていて、

要するに町道という認定はしてあるけれども、今の所有は土地改良になっておると、それから、町道になっていたのをハウジングセンターが無料でやったのと大分意味が違うので、どちらかをちょっと一遍教えてください。

(「占用料でしっかりもらわにゃ」の声あり)

町道になっているなら、占用料が今まで例えばどうなっているかとかそういう話も絡んでくるんですが、要するに町道で認定だけしてあって、道路の所有者が土地改良区になっていると、そうすると、もし万が一、例えば賦課をするにしても、町が賦課する話じゃなくなってしまうので、これは土地改良区の所有物になっているので。舗装した時点で所有権を町に出さずに町道認定がしてあるのか、そこら辺だけちょっと教えてください。一番今、議論がそこら辺のところなので。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

土地改良が完了したのは、平成5年9月21日で完了しています。町道認定は、10号と11号は平成6年11月12日。それで、寄附採納じゃなくて、名義は土地改良区のままでございます。以上です。

○副委員長 戸谷裕治君

かわります。

○委員長 奥田信宏君

すみません、これを聞いてあげないと、議論のところに……。他にございませんか。

○委員 黒川勝好君

だから、このまま忘れておったということで戻しちゃってもいいものなのか。委員長判断じゃないんですか、これは。

○副委員長 戸谷裕治君

少し、それじゃちょっとお尋ねしたいんですけれども、土地改良の持ち物というのと、これはこれから、さっきからお話が出ている占用料とかいろいろなことが出る。これはどういふぐあいになっておるんですか。今までのこともある。

○産業建設部長 水野久夫君

2本とも今現在の所有は土地改良名義の土地でございます、土地改良に限らず、極端な話、個人名義の部分でも、町道に路線認定するという事は可能であります。

今は土地改良名義のままの状態認定だけをかけるという状況でありましたので、かといって、道路として使うときに町が土地改良のほうにお金をお支払いして使うかという、そんなことはございません。だから、もちろん整備そのものは土地改良で舗装をしたり、いろいろな道路としての形態、今までの整備をしていただいたものを、土地改良だけじゃなしに一般の方にも供用ができるような意味で町が認定をかけるわけですので、土地改良名義であ

って認定をしておるというところは、ここに限らず、町内のほかでもそういった事例は見受けられます。

○副委員長 戸谷裕治君

そうしますと、今現在の道路を、例えば土地改良のほうにハウジングセンターが何がしのお金を払っているということはあるんですか。それはないの。どうなの。この開発したときのそういう一括借り上げみたいな形になっていたり。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

そこら辺は土地改良区とCBCの関係ですので、そこまでは把握していません。

それ以外にも、舟入だと、町道認定はしていないけれども、水路の上を使って一般的に供用開始みたいなふうになっているところもございます。

以上です。

○副委員長 戸谷裕治君

ですから、可能性はあるということですよ、今の料金の発生しているという。

○委員 黒川勝好君

ですから、今の話で、そののところをきちっと話をしてもらわんと、僕ら勝手に町道を勝手に使っておるがやと怒ってもいかんもんですから、そのところをきちっとしてもらわんと、この話がつかんのじゃないですか。

(「きちっとしてもらおうと言っても、これ……」の声あり)

忘れていたのは事実だと思うんですよ。勝手に置いて、使わせないようにしているんだつたら、それはもう完全なる違反だもんね。

だけれども、その前にハウジングセンターと土地改良だね、そこで話ができておって、それを何とか買ったかどうか知らんけれども、そういう形になっておればまた違う。町だけ聞かされておらなんだという話になっちゃうし、勝手に町は自分のところの町道だと思い込んでおったというあれもあるし、この話はどうですか。

○委員長 奥田信宏君

大原さん、何かあります。

○委員 大原龍彦君

いいです。

○委員長 奥田信宏君

これは、きょうは路線の変更についての議論でありますので、今までこの土地改良区所有の道路を舗装して町道認定をされておったのをこの部分まで縮小して、現況に合わせて認定してほしいという案が出ているやつでありますので、今、黒川委員がおっしゃってみえることについては、後日に、土地改良のほうの協力なりそういうことの話し合いになっているかどうかだけは、当委員会へ後日報告をしてほしいと思います。これは、報告を皆さんにもお



知らせをしたいと思います。これでいかがですか。

(「はい、いいですよ」の声あり)

○委員 黒川勝好君

だけれども、町道としておるわけでしょう。

(「認定だけね」の声あり)

認定はしてあったわけでしょう。だけれども、実際町道として使えなかったんですよ、これね。ブロックかけて、通らせんようにしとった。私有地みたいに使っておったわけじゃないですか。そのけじめは、やっぱりちょっとつけさせんと。

だから、今、忘れておりましたから、外しまして、ないことにしますでは、これ、ええんですか。これはおかしいんじゃないですか。けじめだけはやっぱりつけていただかんと、これ。忘れておりましたから、今消したからもうこれで何もございませんでしたよでは、これはやっぱり町としてもなめられたやり方だと思いますよ、これ。だから、もうちょっとこれ、保留じゃないですか、今回これは。

○委員長 奥田信宏君

暫時休憩します。

(午後 2時19分)

○委員長 奥田信宏君

再開をします。

(午後 2時25分)

○委員長 奥田信宏君

それでは、いろいろな意見がありましたので、取りまとめて、一遍議案第41号の補足ということで、後日に今までの土地改良の経過とその辺だけ当委員会へ報告していただくということで、ご了解を願えませんか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。黒川委員にもご了解いただきました。

それでは、他に質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、したがって議案第41号「町道路線変更について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第42号「町道路線廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

（「ございません」の声あり）

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

とりあえず、これ、日光川の川東ということであれなんですけれども、これはもうここが廃止になるということですのでけれども、ちょっと勉強不足で申しわけなかったんですけれども、川西のことはある程度あれなんですけれども、川東のことはちょっと余りあれなんですけれども、また別に新たにここに……つくる必要もないのかな、新たにおりるような場所というのはつくられる、そんなことは考えてみえないですね。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

今はおりる場所はもうなくなりましたけれども、今の日光大橋を橋脚をつけて二十何メートルの幅員をとるときに、おりる場所は一応予定があります。ただ、いつにできるとか、そういうことまではわかりかねます。

（「平成30年と聞いておりますけれども」の声あり）

一応4車線の予定ですので。

（「あれは先に仮橋をつくるの」の声あり）

○産業建設部長 水野久夫君

現況の橋が仮橋みたいなものです。現況の橋を通しておいて、今の橋の南側に新しい橋をつくります。でき上がったときにそっちが本線になりますよね。現橋を先々は取り壊して、また現橋のところに新しい次の北側の橋をつくるということです。

ただ、ほかのところを見ていただいてもわかるように、とりあえずはまず南に振った橋だけで終わってしまっていて、次のところ、次の北側の橋はまだできていません。

○委員長 奥田信宏君

佐藤 茂君、ありませんか。

○委員 佐藤 茂君

ありません。

○委員長 奥田信宏君

よかったですね、今の説明で。

○委員 佐藤 茂君

はい。

○委員長 奥田信宏君

それでは、他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

それでは、先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第42号「町道路線廃止について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告については、作成を私にご一任願いたいと思います。

これで、防災建設常任委員会を閉会いたします。

長時間ご協力いただき、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 2時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 奥 田 信 宏